

建築士事務所の登録（新規・更新）申請について

指定事務所登録機関 一般社団法人奈良県建築士事務所協会

建築士法の規定により、建築士または建築士を使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理等を業として行おうとする場合は、建築士事務所の登録を受ける必要があります。

登録の有効期間は、登録日から5年間です。

更新の登録を受ける場合は、遅くとも**有効期間満了の日の30日前までに申請してください**（当該満了の日の3カ月前より受付）。

有効期間の満了の際、申請がなかった場合は、登録を抹消することになりますので、ご注意ください。

登録日は、原則として、**毎月1日及び16日**としています。

申請の受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除いて毎日（午前9時～12時、午後1時～5時）行っていますが、行事等で不在になる場合がありますので、事前に問い合わせいただければ幸いです。

受付窓口は、一般社団法人奈良県建築士事務所協会です（連絡先等は、次頁をご覧ください）。

- 1 登録申請書の正本及び副本にそれぞれ書類を添付し（副本に添付する書類は、コピーでも可）提出してください。

申請手数料は、下表のとおりです。**奈良県収入証紙ではありません。**

《登録申請手数料》	～令和8年6月30日受付時* ¹	令和8年7月1日受付時～
一級建築士事務所	16,500円	24,000円
二級建築士事務所	11,000円	
木造建築士事務所	11,000円	

*¹郵送の場合、令和8年6月30日の消印分まで旧料金とします。

窓口受付の場合は、現金で徴収させていただきます。

郵送受付の場合は、申請前に下記振込先に申請手数料を振り込んでください。振込手数料は、各自ご負担下さい。なお、「当該振り込んだことがわかる書面」を同封願います。

《振込先》

☐ 座 番 号	南都銀行 県庁出張所 普通預金 2 0 5 2 3 2 0
☐ 座 名 義 人	一般社団法人奈良県建築士事務所協会

登録ができましたら、登録日以降に、登録申請書副本をお渡しします。

申請の際、**郵送（返信用レターパック等をご準備ください）か、一般社団法人奈良県建築士事務所協会窓口で直接お渡しするか、どちらか選んでいただきます。**

- 2 登録申請書〔第五号書式〕について

- (1) 第1面
登録申請者が法人の場合は、登録申請者氏名欄には、法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- (2) 第2面 所属建築士名簿
事務所に所属する建築士全員（管理建築士を含む）について記入してください。
- (3) 第3面 役員名簿
登録申請者が法人の場合は、役員全員について記入してください（監査役は、記入の必要はありません）。
なお、登録申請者が個人の場合は、添付不要です。

- 3 添付書類〔第六号書式〕について

- (1) 業務概要書〔添付書類（イ）〕
過去5年間の業績について、最近のものから順次記入してください。
下請けを行った場合も記入してください。
実績がない場合は「実績なし」と記入してください。
なお、新規登録の場合は添付不要です。
- (2) 略歴書（登録申請者）〔添付書類（ロ）〕

登録申請者が法人の場合は、その代表者個人の略歴を記入してください。

(3) 略歴書（管理建築士）〔添付書類（ロ）〕

登録申請者（法人の場合はその代表者）が管理建築士を兼ねている場合は、省略することができます。

なお、省略する場合は、上記（2）略歴書（登録申請者）の管理建築士の住所欄を必ず記入してください。

(4) 誓約書〔添付書類（ハ）〕

登録申請者が法人の場合は、登録申請者氏名欄には、法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

なお、令和7年6月1日付けで様式が一部改正されていますのでご注意ください。

4 その他の添付書類

(1) 所属建築士の建築士免許証の写し

登録申請書第2面の所属建築士名簿に記載された方全員の建築士免許証の写しを添付してください。

なお、新規登録の場合は、申請の際に原本照合を行いますので、建築士免許証の原本も持参してください。原本は、その場でお返しします。

(2) 「管理建築士講習修了証」の写し

登録講習機関が実施する「管理建築士講習修了証」の写しを添付してください。

当該講習は「建築士事務所の管理講習会」とは別のものですので、注意してください。

(3) 登録申請者が法人の場合は、定款の写し及び商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付してください。

（新規登録の場合：現在事項全部証明書でも可）

定款の写しには、原本と相違ない旨と、年月日、法人名、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(4) 登録申請者の住民票。法人の場合は役員全員の住民票。双方の「**住民票**」とも**本籍の記載のあるもの**を添付してください（令和元年12月1日より）。

※官公庁の証明書類は、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

5 建築士事務所登録事項変更届〔規定様式第1号〕について

・届出者欄は、開設者の氏名です。当該開設者が法人である場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。建築士事務所欄の[開設者の氏名又は名称欄]も同様に記入してください。

・注意事項に基づいて記入してください。

1. 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。

2. 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。

3. 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

【建築士事務所の開設場所が市街化調整区域内である場合は、原則として都市計画法により建築物を建築できない区域であり、基本的には事務所を開設することはできませんのでご注意ください。】

提出先：指定事務所登録機関

一般社団法人奈良県建築士事務所協会

〒630-8115 奈良市大宮町2丁目5番7号 奈良県建築士会館

TEL:0742-34-8850 FAX:0742-34-8886